

監 第 137 号
令和5年10月31日

南陽市長 白 岩 孝 夫 様
南陽市議会議長 舩 山 利 美 様

南陽市監査委員 青 木 勲
南陽市監査委員 高 橋 篤

定例監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、市民課の定例監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定例監査結果報告書

1 監査の対象

市民課の令和5年4月1日から令和5年8月末までの財務事務及び関連事務事業の執行状況

2 監査の期日 令和5年10月25日

3 準拠基準 南陽市監査基準

4 監査の着眼点

監査の対象の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の方法

資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の結果

予算執行については計数上の誤りは認められず、事務事業の執行についてもおおむね良好と認められた。